〇「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日医政支発0929第1号)の一部改正 (下線の部分は改正部分)

正 後 改 īF 改 前

第1 (略)

第2 移行計画の認定の要件

平成29年改正法による改正後の平成18年改正法附則第10条の3第1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第4項に定める | 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第4項に定める 要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

$1 \sim 3$ (略)

4 運営に関する要件(同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施 行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。)第57 条の2)

(1)~(5) (略)

(6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額(ト に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。) の 100 分の 80 を超えること。

(略) 第 1

第2 移行計画の認定の要件

平成29年改正法による改正後の平成18年改正法附則第10条の3第1 要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

 $1 \sim 3$ (略)

4 運営に関する要件(同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施 行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。)第57 条の2)

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防 接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する 定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係 る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法(平成9年法律第 123 号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条 第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。) 並びに障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第 123 号)第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等 給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務(医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務(ホの保険給付に係る業務をいう。)及び障害福祉サービス等に係る業務(への給付費の支給等に係る業務をいう。)に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合 計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (p) <u>損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額(医療保健業務に係るものに限る。)</u>
- イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26 条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額 (労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診

特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。(施行規則第57条の2第1項第2号イ)

イ 「社会保険診療」とは、租税特別措置法第 26 条第 2 項に規定する 社会保険診療をいい、これに係る収入金額には、労働者災害補償保 険法(昭和 22 年法律第 50 号)に係る患者の診療報酬(当該診療報

- 療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている 場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね10 0分の10以下の場合に限る。)を含む。)
- ロ 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各 号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進 事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金 額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されて いる場合に限る。)
- 酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。) の場合に限る。)を含むものであること。
- 口 「健康増進事業」とは、健康増進法(平成14年法律第103号)第 6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する 健康増進事業をいい、これに係る収入金額とは、以下(イ)から(ヌ)に 掲げるものについて、社会保険診療報酬と同一の基準により計算さ れているものに限るものであること。
- (イ) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (p) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項の規定 により保険者が行う健康診査
- (二) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第98条第1項 の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が 行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条第1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連 合会が行う健康診査
- (^) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第26条第1項 の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (ナ) 母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 12 条又は第 13 条の規定

予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額

- 二 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)
- ホ <u>介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法</u> 第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例制定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療

により市町村が行う健康診査

- (リ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- (双) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20 条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条 第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ハ <u>「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定め</u>る以下のものをいう。
- (イ) 麻しんに係る予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第 2条第6項に規定する定期の予防接種等(以下「定期の予防接種等」 という。)を除く。)
- (中) 風しんに係る予防接種(定期の予防接種等を除く。)
- (ハ) インフルエンザに係る予防接種(定期の予防接種等を除く。)
- (こ) おたふくかぜに係る予防接種
- 「助産に係る収入金額」は、社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除き、一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。
- ホ 「全収入金額」とは、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務 事業損益に係る事業収益の合計額をいう。

(新設)

養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活 支援事業並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の 5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法 第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定 する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定す る障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る 収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の 反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除 く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受け て行う事業に係る収入金額(以下「補助金等に係る収入金額」という。) のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に 係る収入金額の合計額とする。

- (イ) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (p) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 82 条第 1 項の規定 により保険者が行う健康診査
- (二) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第98条第1項 の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が 行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連

(新設)

(新設)

合会が行う健康診査

- (^) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第26条第1項 の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (f) 母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 12 条又は第 13 条の規定 により市町村が行う健康診査
- (リ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20 条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条 第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

(7) (略)

(8) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。)が、当該業務に係る費用の額(経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

(7) (略)

(8) 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること (施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ)

「医療診療」とは、社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいい、これにより「収入する金額」とは、

	損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。 「患者のために直接必要な経費の額」とは、損益計算書の本来業務 事業損益に係る事業費用の額をいう。
第3~第6 (略)	第3~第6 (略)